

# 令和4年10月から 長浜市にお住まいの 小中学生の医療費 助成を拡大します。



## 注意事項

- 長浜市に住所を有し、公的な医療保険制度に加入している子どもが対象になります。
- 学校管理下でのケガや交通事故等の第三者行為による医療費は、助成の対象外となります。
- 生活保護受給者や他制度による福祉医療費助成受給者は、助成対象者にはなりません。
- お子さまの「子ども医療費受給券」は、長浜市(市民生活部保険年金課、北部振興局くらし窓口課及び各支所)へ申請をすることで交付します。こども医療費受給券未交付の方は、市役所の窓口へ早めの交付申請をお願いします。また、令和5年度(令和5年4月1日)以降に対象となるお子さまの受給券については、乳幼児福祉医療費受給券からの自動更新によって、毎年度3月に郵送による交付を予定しています。
- 県外医療機関や子ども医療費受給券未提示で診療を受けた医療費の払戻申請は、支払いされた日から5年を経過するとできなくなります。

対象の お子さま	これまで			
	助成診療区分		医療機関 窓口支払	助成方式
入院	通院			
乳幼児	無料	無料	無し	受給券 (ピンク色)
小学生	無料	—	有り	市の窓口 払戻申請
中学生	無料	—	有り	市の窓口 払戻申請

令和4年10月から			
助成診療区分		医療機関 窓口支払	助成方式
入院	通院		
無料	無料	無し	受給券 (ピンク色)
無料	無料	無し	受給券 (黄みどり色)
無料	無料	無し	受給券 (黄みどり色)

※ 助成対象は、医療保険が適用となる入院(食事は除く)、通院(歯科を含む)、お薬、訪問看護、柔道整復施術の医療費。

## これまで

### 健康保険証の提示



### 県内外医療機関 (入院のみ)



医療費の自己負担分  
(3割)を一旦、支払う。

### 市の窓口で 払戻申請



領収証を添え、市  
に申請することで、  
払戻しを受ける。

受給券は「黄みどり色」に、  
福祉番号は「40259038」に、  
診療区分は「通院も対象」  
になります。助成を受けるため、  
市役所へ必ず申請ください。



## 令和4年 10月から

### 健康保険証と 受給券を提示



### 県内医療機関 薬局・施術所



窓口負担無料

### 医療機関へ市が支払う



保険適用となる  
医療費分(3割)  
を市が直接、医療  
機関等に支払う。

滋賀県内ののみ有効		
福 福祉医療費受給券(子ども)		
福 祉番号		受給者番号
受 給 者 姓 名	滋賀県長浜市 ***町***番地	
生 年 月 日	福 祉 ま る 子	
有 效 期 間	平成**年**月**日 令和4年10月1日から 令和*年3月31日まで	
発行機関の長 及び印	滋賀県 長浜市長	
交 付 年 月 日	令和4年10月1日	
自 己 負 担 金	無	みほん
長浜市役所		

※ 滋賀県外の医療機関等での診療分は、制度拡大後も引き続き市の窓口で払戻申請による対応。

お問い合わせ  
ご相談等は、

長浜市役所 1階 保険年金課

TEL:0749-65-6527 Email:hoken@city.nagahama.lg.jp

長浜市 HP



# 令和4年10月から 長浜市にお住まいの 小中学生の医療費 助成を拡大します。

滋賀県内の医療機関の皆様へ

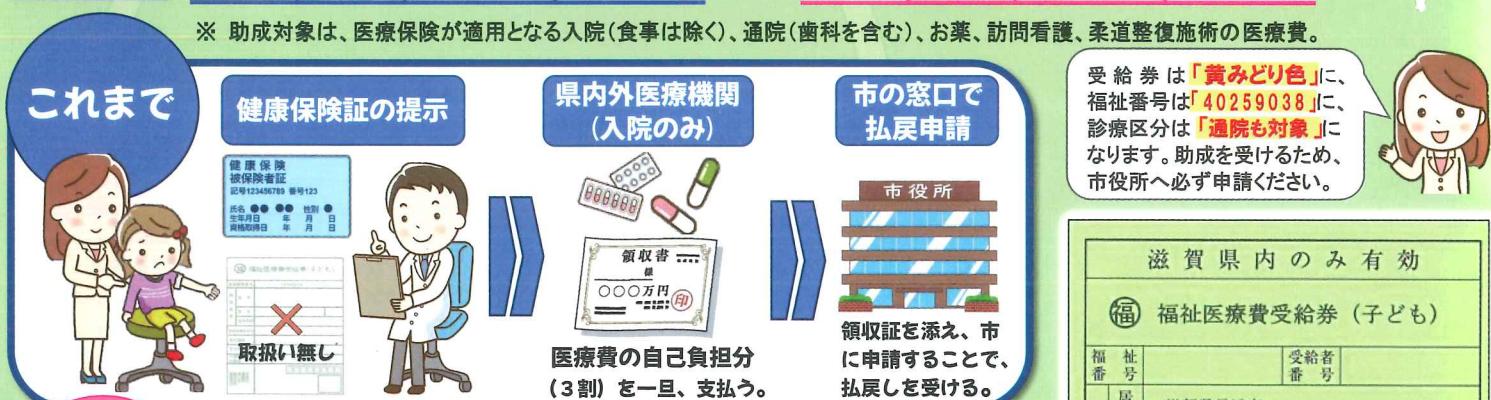


## 注意事項

- 長浜市に住所を有し、公的な医療保険制度に加入している子どもが対象になります。
- 学校管理下でのケガや交通事故等の第三者行為による医療費は、助成の対象外となります。
- 生活保護受給者や他制度による福祉医療費助成受給者は、助成対象者にはなりません。
- お子さまの「子ども医療費受給券」は、長浜市(市民生活部保険年金課、北部振興局くらし窓口課及び各支所)へ申請をすることで交付します。こども医療費受給券未交付の方は、市役所の窓口へ早めの交付申請をお願いします。また、令和5年度(令和5年4月1日)以降に対象となるお子さまの受給券については、乳幼児福祉医療費受給券からの自動更新によって、毎年度3月に郵送による交付を予定しています。
- 県外医療機関や子ども医療費受給券未提示で診療を受けた医療費の払戻申請は、支払いされた日から5年を経過するとできなくなります。

対象の お子さま	これまで			令和4年10月から				
	助成診療区分		医療機関 窓口支払	助成方式	助成診療区分		医療機関 窓口支払	助成方式
入院	通院			入院	通院			
乳幼児	無料	無料	無し	受給券 (ピンク色)	無料	無料	無し	受給券 (ピンク色)
小学生	無料	—	有り	市の窓口 払戻申請	無料	無料	無し	受給券 (黄みどり色)
中学生	無料	—	有り	市の窓口 払戻申請	無料	無料	無し	受給券 (黄みどり色)

\* 助成対象は、医療保険が適用となる入院(食事は除く)、通院(歯科を含む)、お薬、訪問看護、柔道整復施術の医療費。



\* 滋賀県外の医療機関等での診療分は、制度拡大後も引き続き市の窓口で払戻申請による対応。

滋賀県内のみ有効	
福 福祉医療費受給券(子ども)	
福祉番号	受給者番号
受給者居住地	滋賀県長浜市 ***町***番地
給付者氏名	福祉まる子
給付者生年月日	平成**年**月**日
有効期間	令和4年10月1日から 令和*年3月31日まで
発行機関の長及び印	滋賀県 長浜市長
交付年月日	令和4年10月1日
自己負担金	無
みほん	